

働きやすい職場行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年11月 1日～ 令和 5年10月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：次世代法に基づく目標として、妊娠中の女性職員の母性健康管理、また出産後仕事復帰についてパンフレットを作成し、各事業所へ配布・回覧し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 4年 1月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、各事業所管理者を対象とした研修、職員回覧資料などによる職員への周知

目標2：次世代法に基づく目標として、職員の子の看護休暇の取得しやすい職場環境を整え、取得率向上を図る。

<対策>

- 令和 4年 1月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、各事業所管理者を対象とした研修、職員回覧資料などによる職員への周知

目標3：女性活躍推進法に基づく目標として、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 3年11月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 3年11月～ 事業所ごとの平均日数を一覧表にし、部長会議内で検討作業効率向上のための具体例を含め、協議し対応していく
- 令和 3年12月～ 計画的な取得に向けて部長会議内で検討会を3カ月に1回行い、事業所単位で平均取得日数の確認と促進を行う
- 令和 4年10月～ 一斉付与日に、職員回覧資料などでキャンペーンを行う